令和7年3月10日公安審査委員会

当委員会は、公安調査庁長官から令和7年1月27日付けで、被請求団体(※)に対し「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」(以下「法」という。)第8条の再発防止処分を行うことを求める請求があったので、慎重に審査を遂げた上、本日、その請求に理由があるものと認めて被請求団体に対し再発防止処分を行うことを決定いたしました。

※ 平成12年1月28日、公安審査委員会によって、3年間、公安調査庁長官の観察に付する処分を行う決定を受け、平成15年1月23日以降令和6年1月12日までの間に、3年ごとに、順次同決定に係る処分の期間を更新する決定を受けた「麻原彰晃こと松本智津夫を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体」と同一性を有する、「人格のない社団 Aleph」の名称を用いる団体

当委員会は、公安調査庁長官からの請求を受け、これまでに合計 4 回、被請求団体に対する再発防止処分を行うことを決定いたしましたが、次のとおり、今回の決定時においても、これまでの決定時と同様、法第 8 条第 1 項柱書き後段の要件該当性が認められました。

すなわち、被請求団体は、観察処分を受けている団体と同一性を有しており、法第5条第5項が準用する同条第3項第1号から第5号までに規定された事項や、同項第6号に基づき当委員会が特に必要と認めた事項を、3か月ごとに公安調査庁長官に報告すべき義務を課されていたにもかかわらず、令和6年8月及び同年11月の2回の報告においていずれも、これらの要報告事項の一部を報告しなかったことが認められました。そして、当該一部不報告それ自体が、被請求団体の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することを困難にさせるものであることに加え、特に資金的要素を中心に、危険性の程度を把握するために必要な事項に関する不報告が長期かつ広範に及んでいることや法の定める任意調査や立入検査によって危険性の程度を正確に把握することは困難であることなどからすると、被請求団体の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難であると認められました。

そこで、当委員会は、被請求団体による無差別大量殺人行為の再発を防止するため、 改めて、令和6年9月2日付けで行った前回の決定におけるものと同様の処分、すなわ ち、6月間、被請求団体の施設に係る土地、建物の全部又は一部の使用を禁止するとと もに、金品その他の財産上の利益の贈与を受けることを禁止する処分を行うこととしま した。

当委員会は、再発防止処分が、国民の基本的人権に重大な関係を有するものであることから、その要件該当性はもちろん、処分を行う必要性及び相当性についても慎重に審査した結果、無差別大量殺人行為の再発を防止するためにこれらの処分を行うことが必要かつ相当であるとの結論に至ったものであります。

当委員会としては、今後、これらの処分を、被請求団体による無差別大量殺人行為の 再発を防止するために実効性のあるものとすることが肝要と考えており、公安調査庁を 始めとする関係機関のご努力に期待するところであります。

他方、本来、法第5条の定める報告義務が履行されることを中心的な手段として、観察処分に付された団体の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を適切に把握し、無差

別大量殺人行為の再発を防止しようというのが法の趣旨であります。したがいまして、 当委員会としては、これまでの決定時においても繰り返し述べてきたとおり、被請求団 体において報告義務の完全な履行をすることこそが最も重要であると考えています。